

# 令和5年度

## 第1回

### 情報公開・個人情報保護審査会資料

#### 3 個人情報の保護に関する法律の改正に伴う久留米市個人情報保護条例、久留米市情報公開条例等の改正について（報告）

3-1 改正の趣旨

3-2 審査会に関わる主な改正について

#### 4 久留米市情報公開・個人情報保護審査会運営要領の改正について（議題）

4-1 改正の趣旨

4-2 改正の内容

別添資料1 新旧対照表、新様式

別添資料2 審査請求の流れ

参考例規 行政不服審査法、久留米市情報公開条例、久留米市個人情報の保護に関する法律施行条例、久留米市行政不服審査法施行条例

### 3 個人情報の保護に関する法律の改正に伴う久留米市個人情報保護条例、久留米市情報公開条例等の改正について（報告）

#### 3-1 改正の趣旨

令和3年5月に「個人情報の保護に関する法律」が改正され（以下「改正法」という。）、令和5年4月から自治体にも改正法が適用されることになったため、これまで久留米市個人情報保護条例に基づき運用していた本市の個人情報保護制度については、令和5年度から改正法に基づく全国共通ルールによる運用へ変更することとなりました。

これに伴い、久留米市個人情報保護条例の改正を行い、あわせて、情報公開制度との整合を図るとともに、久留米市情報公開・個人情報保護審議会及び久留米市情報公開・個人情報保護審査会の設置規定の整理等のため、久留米市情報公開条例及び久留米市行政不服審査会条例並びに関係例規についても改正を行いました。

#### 3-2 審査会に関わる主な改正について

項目	改正前	改正後
審査会	（設置根拠） ・市情報公開条例を根拠に設置	・行政不服審査法第81条第1項の機関として設置
	（任期） ・委員の任期：2年	・委員の任期：3年
開示決定の期限	・開示請求の翌日から14日以内 ・訂正請求・利用停止請求の翌日から28日以内	・情報公開と個人情報のいずれも請求から30日以内とする ※ただし、開示請求の期限は14日以内の運用を基本とする
審査請求の手続	・審査請求から諮問までの期限：14日以内 ・諮問から実施機関への答申の期限：90日以内 ・答申から裁決までの期限：14日以内	・期限の定めなし（行政不服審査法に定めがないため。）
不開示情報	・個人に関する情報 ・法人等に関する情報 ・審議、検討等に関する情報 ・事務又は事業に関する情報 ・公共の安全等に関する情報	・個人に関する情報 ・ <u>行政機関匿名加工情報</u> ・法人等に関する情報 ・ <u>国の安全、他国・国際機関との関係に関する情報</u>

	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 法令等に定めがある情報</li><li>・ 公にしないことを条件に提供された情報</li><li>・ 社会的差別につながるおそれのある情報</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 公共の安全等に関する情報</li><li>・ 審議、検討等に関する情報</li><li>・ 事務又は事業に関する情報</li><li>・ <u>人の生命等の保護に関する情報</u></li><li>・ 公にしないことを条件に提供された情報</li><li>・ 社会的差別につながるおそれのある情報</li></ul>
--	---	--

## 4 久留米市情報公開・個人情報保護審査会運営要領の改正について (議題)

### 4-1 改正の趣旨

久留米市情報公開・個人情報保護審査会運営要領は、これまで久留米市情報公開条例及び久留米市個人情報保護条例の規定によって定めていましたが、令和3年5月に個人情報の保護に関する法律が改正され、令和5年4月から自治体にも適用されることになったため、改正を行うものです。

### 4-2 改正の内容

改正の主な内容は次のとおりです。

- ① 従前、審査会への諮問後に行っていた審査庁の弁明書（処分理由説明書）作成、審査請求人による反論書の受領等の事務手続を、審査会への諮問前に審査庁が行うため、審査会の事前手続規定を整理するもの
- ② 審査会へ諮問後に、審査庁、審査請求人及び参加人から提出された主張書面及び資料について、閲覧又は写し等の交付を求める場合の様式を定めたもの
- ③ 審査会の答申の公表期間を10年から5年に変更するもの

別添資料1 新旧対照表、新様式

別添資料2 審査請求の流れ

参考例規 行政不服審査法、久留米市情報公開条例、久留米市個人情報の保護に関する法律施行条例、久留米市行政不服審査法施行条例

別添資料 1 新旧対照表

(現行) 久留米市情報公開・個人情報保護審査会運営要領	(全部改正案) 久留米市情報公開・個人情報保護審査会運営要領
<p>○久留米市情報公開・個人情報保護審査会運営要領 平成25年総第58号</p>	<p>○久留米市情報公開・個人情報保護審査会運営要領 令和6年法制第 号</p>
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この要領は、<u>久留米市情報公開・個人情報保護審査会規則(平成14年久留米市規則第6号。以下「規則」という。)</u>第6条の規定に基づき、久留米市情報公開・個人情報保護審査会(以下「審査会」という。)の運営に関し必要な事項を定める。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この要領は、<u>久留米市行政不服審査法施行条例施行規則(令和5年久留米市規則第15号)第5条</u>の規定に基づき、久留米市情報公開・個人情報保護審査会(以下「審査会」という。)の運営に関し必要な事項を定める<u>ものとす</u>る。</p> <p>※運営要領の根拠規定が変更になるため改正するもの</p>
<p>(不服審査の手続)</p> <p>第2条 審査会は、久留米市情報公開条例(平成13年久留米市条例第24号。以下「情報公開条例」という。)<u>第18条第1項</u>又は<u>久留米市個人情報保護条例(平成3年久留米市条例第17号。以下「個人情報保護条例」という。)</u><u>第22条第2項</u>の規定による諮問を受けたときは、<u>情報公開条例第22条第1項及び第4項</u>又は<u>個人情報保護条例第23条第2項</u>の規定により、実施機関に対し、第1回の会議(特定の諮問事項の調査審議を行うための最初の会議をいう。以下同じ。)において、情報公開条例第11条又は<u>個人情報保護条例第19条</u>の決定に係る<u>公文書</u>(以下「対象公文書」という。)の提示及び当該決定の理由等を弁明した書面(以下「理由説明書」という。)の提出並びに説明を求めるものとする。ただし、対象公文書の提示を求める場合において、当該対象公文書の保存に支障を生じるおそれがあると認めるときその他合理的な理由があるときは、その写しの提示を求めるものとする。</p> <p>2 会長は、審査会における調査議事の充実及びその効率的な遂行に資するため、第1回の会議を開催する前に、次に掲げる調査等を行うことができる。</p> <p>(1) 必要があると認める場合に、不服申立人及び参加人に対し、実施機関から</p>	<p>(審査会の事前手続)</p> <p>第2条 <u>会長は、審査会における調査議事の充実及びその効率的な遂行に資するため</u>、第1回の会議(特定の諮問事項の調査審議を行うための最初の会議をいう。)<u>を開催する前に、次に掲げる確認等を行うことができる。</u></p> <p>(1) 必要があると認める場合に、<u>審査請求人、参加人又は行政不服審査法(平成26年法律第68号。以下「法」という。)</u>第43条第1項の規定により<u>審査会に諮問をした審査庁(以下「審査関係人」という。)</u>に対し、<u>法第75条第1項</u>の規定による意見の陳述を行う意思の有無を確認すること。</p> <p>(2) <u>法第76条の規定による主張書面又は資料(以下「主張書面等」という。)</u>を提出すべき相当の期間を定めること及び調査審議計画を立てること。</p> <p>※個人情報の保護に関する法律第104条及び久留米市情報公開条例第18条による読替後の行政不服審査法の規定により、審査庁が審査会に諮問する際に弁明書及び反論書を添付すること、弁明書の説明については、必要があれば第1回の審査会で審査庁に行わせること並びに必要な調査は行政不服審査法及び行政不服審査法施行条例に基づいて審査会が行うことができるた</p>

<p>提出のあった理由説明書の写しを送付するとともに、<u>情報公開条例第22条第4項又は個人情報保護条例第23条第2項</u>の規定により、当該理由説明書に対する不服申立人の反論等を記載した書面（以下「反論意見書」という。）の提出を求めること。</p> <p>(2) 必要があると認める場合に、不服申立人等に対し、<u>情報公開条例第23条第1項又は個人情報保護条例第23条第2項</u>の規定による意見の陳述を行う意思の有無を確認すること。</p> <p>(3) 意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めること及び調査審議計画を立てること。</p>	<p>め、法令と重複するものを削るもの</p> <p>行政不服審査法施行条例第11条 インカメラ審理等</p> <p>行政不服審査法第74条 審査会の調査権限</p> <p>行政不服審査法第75条 意見の陳述</p> <p>行政不服審査法第76条 主張書面等の提出</p> <p>行政不服審査法第77条 委員による調査手続</p>
<p>3 審査会は、<u>情報公開条例第22条第4項若しくは第23条第1項又は個人情報保護条例第23条第2項</u>の規定により不服申立人等から意見又は説明を聴く場合において、必要と認めるときは、委員を指名して、当該委員に聴かせることができる。この場合において、当該委員は、不服申立人等の意見又は説明の概要を記載した調書を作成し、審査会に報告しなければならない。</p>	<p>(審査会への報告)</p> <p>第3条 審査会が<u>法第77条</u>の規定により<u>委員を指名した場合</u>において、当該委員は、<u>法第74条の規定による調査を行ったとき及び法第75条の規定により審査関係人</u>の意見を聴いたときは、概要を記載した調書を作成し、審査会に報告しなければならない。</p> <p>※審査会が、調査を行う委員を指名した場合の調査内容に関する報告規定を追加するもの</p>
<p>4 審査会は、反論意見書及びそれに関連する資料の提出があったときは、実施機関にその写しを送付して内容を通知する。</p>	<p>(審査関係人への通知)</p> <p>第4条 審査会は、<u>主張書面等</u>の提出があったときは、<u>審査関係人主張書面等提出通知書により提出者以外の審査関係人に対し通知しなければならない</u>。</p> <p>※改正後の久留米市情報公開条例第18条の規定に基づき、反論書は審査庁である情報公開・個人情報コーナーが受領し、諮問書に添付して審査会に送付する。主張書面等については、現要領第3条第5項で写しを送付することとされているが、行政不服審査法第78条は閲覧等を規定するに留まっているため、提出があった事実のみを審査関係人に通知することとし、閲覧等を希望する場合は、運営要領第7条の手続きを行うこととするもの</p>

<p>5 審査会は、不服申立人等から意見書（理由説明書及び反論意見書を除く。）及びそれに関連する資料の提出があったときは、前3項の規定に準じてこれを取り扱うものとする。</p>	<p>※改正後の久留米市情報公開条例第18条と重複するため削るもの</p>
<p>6 審査会は、対象公文書に市以外の第三者に関する情報が記録されているときは、情報公開条例第22条第4項又は個人情報保護条例第23条第2項の規定により、必要があると認めるときは、口頭又は書面により、当該第三者から意見を聴取することができる。</p>	<p>※行政不服審査法第74条と重複するため削るもの</p>
<p>7 情報公開条例第22条第4項若しくは第23条第1項又は個人情報保護条例第23条第2項の規定により口頭で意見を述べることのできる者の人数は、5人以内とする。ただし、審査会が特に必要と認めるときはこの限りでない。</p>	<p>（意見陳述の人数）  第5条 <u>法第74条又は第75条第1項</u>の規定により口頭で意見を述べることのできる者の人数は、5人以内とする。ただし、審査会が特に必要と認めるときはこの限りでない。</p> <p>※口頭意見陳述の根拠規定が、久留米市情報公開条例及び久留米市個人情報保護条例から行政不服審査法に変更になったため改正するもの</p>
<p>（会議の公開）  第3条 審査会の会議は公開とする。ただし、会議が<u>情報公開条例第25条又は第32条ただし書</u>の規定に該当するときは、非公開とする。</p>	<p>※久留米市行政不服審査法施行条例第9条に基づき非公開とするため削るもの</p>
<p>（議事録）  第4条 審査会の議事録は、会議の議題又は論点ごとの審議経過を明らかにした要点筆記とする。</p> <p>2 審査会は、次に掲げる事項を記載した<u>会議録</u>を作成する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 開催日時</li> <li>(2) 出席者の氏名</li> <li>(3) 会議に付した事案の件名</li> <li>(4) 議事の概要</li> <li>(5) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項</li> </ol> <p>3 議事録は、会議に出席した委員の承認を得て確定する。</p>	<p>（議事録）  第6条 審査会の議事録は、会議の議題又は論点ごとの審議経過を明らかにした要点筆記とする。</p> <p>2 審査会は、次に掲げる事項を記載した<u>議事録</u>を作成する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 開催日時</li> <li>(2) 出席者の氏名</li> <li>(3) 会議に付した事案の件名</li> <li>(4) 議事の概要</li> <li>(5) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項</li> </ol> <p>3 議事録は、会議に出席した委員の承認を得て確定する。</p>

<p>(提出意見書等の閲覧等)</p> <p>第5条 <u>情報公開条例第24条第1項</u>の審査会に提出された意見書又は資料(以下「意見書等」という。)の閲覧の求めは、書面によるものとする。</p> <p>2 前項の書面には、次に掲げる事項の記載を求めるものとする。</p> <p>(1) 意見書等の閲覧を求めるものの住所、氏名(法人その他の団体にあつては、その名称、事務所又は事業所の所在地及び代表者の氏名)及び連絡先</p> <p>(2) 閲覧の申込みに係る意見書等の名称又は内容</p> <p>(3) 閲覧の区分</p> <p>3 前2項の規定により書面の提出があつた場合において、閲覧の諾否に係る審査会の回答は、会長が決裁する。ただし、会長が必要と認める場合は、審査会の会議に諮ってこれを決することができる。</p> <p>4 前項の回答は、次に掲げる事項を記載した書面によるものとする。</p> <p>(1) 意見書等の閲覧を求めるものの住所及び氏名(法人その他の団体にあつては、その名称、事務所又は事業所の所在地及び代表者の氏名)</p> <p>(2) 閲覧の申込みに係る意見書等の名称又は内容</p> <p>(3) 決定の内容</p> <p>(4) 閲覧に応じる場合は、その日時及び場所</p>	<p>(提出<u>主張書面</u>等の閲覧等)</p> <p>第7条 審査会に提出された主張書面等の閲覧又は写し等の交付(以下「閲覧等」という。)の求めは、<u>主張書面等閲覧等請求書</u>により行うものとする。</p> <p>2 <u>前項の請求書</u>の提出があつた場合において、閲覧等の諾否に係る審査会の回答は、会長が決裁する。ただし、会長が必要と認める場合は、審査会の会議に諮ってこれを決することができる。</p> <p>3 前項の回答は、<u>閲覧等決定通知書により通知する</u>ものとする。</p> <p>※現要領第5条は任意の書面としていたものを新第9条で様式化するため改正するもの</p>
<p>(答申の公表)</p> <p>第6条 <u>情報公開条例第26条及び個人情報保護条例第23条第3項に規定する</u>答申の内容は、会議が開催された日の属する年度の翌年度の4月1日から<u>10年間</u>久留米市ホームページにおいて公表するものとする。</p>	<p>(答申の公表)</p> <p>第8条 答申の内容は、会議が開催された日の属する年度の翌年度の4月1日から<u>5年間</u>久留米市ホームページにおいて公表するものとする。</p> <p>※答申書の保存期間は10年間であるため、改正後であっても、5年を過ぎたものは開示請求手続により開示する。</p>



	<p><u>(様式)</u></p> <p><u>第9条 この要領に定める様式は、次の各号に定めるところによる。</u></p> <p><u>(1) 審査関係人主張書面等提出通知書 第1号様式</u></p> <p><u>(2) 主張書面等閲覧等請求書 第2号様式</u></p> <p><u>(3) 閲覧等決定通知書 第3号様式</u></p> <p>※現要領第5条で任意の書面としていたものを様式化するため追加するもの</p>
<p>附 則（平成25年総第58号）</p> <p>この要領は、平成25年6月1日から施行する。</p>	<p>附 則（令和6年法制第 号）</p> <p>この要領は、令和6年 月 日から施行する。</p> <p>※審査会の承認を得た日から施行する。</p>

別添資料1 新様式

第1号様式（第4条関係）

審査関係人主張書面等提出通知書

第 号  
年 月 日

様

久留米市情報公開・個人情報保護審査会

会長

審査請求人 が 年 月 日に提起した 処分に対する  
審査請求について、下記の主張書面等が提出されましたので通知します。

記

以上

※ 提出された主張書面等の閲覧又は写しの交付を求める場合は、主張書面等閲覧等  
請求書（第2号様式）を当審査会事務局（総務部法制室）に提出してください。

別添資料1 新様式

第2号様式（第7条関係）

主張書面等閲覧等請求書

年 月 日

久留米市情報公開・個人情報保護審査会  
会長

宛て

請求者 郵便番号  
住 所  
氏 名  
電話番号

久留米市情報公開・個人情報保護審査会運営要領第7条第1項の規定により、次のとおり主張書面等の閲覧等を請求します。

閲覧等に係る 主張書面等の 名称又は内容	
閲覧等の方法	1 閲覧      2 写し等の交付 (希望するものを○で囲んでください。)

- (注意) 1 請求者の氏名及び住所は、法人その他の団体にあつては、その名称、事務所又は事業所の所在地及び代表者の氏名を記入してください。  
2 写し等の交付を希望する場合、1枚につき10円（カラーで複写され、又は出力されたものにあつては、50円）の交付手数料を徴収します。

別添資料1 新様式

第3号様式（第7条関係）

閲覧等決定通知書

第 号  
年 月 日

住所

様

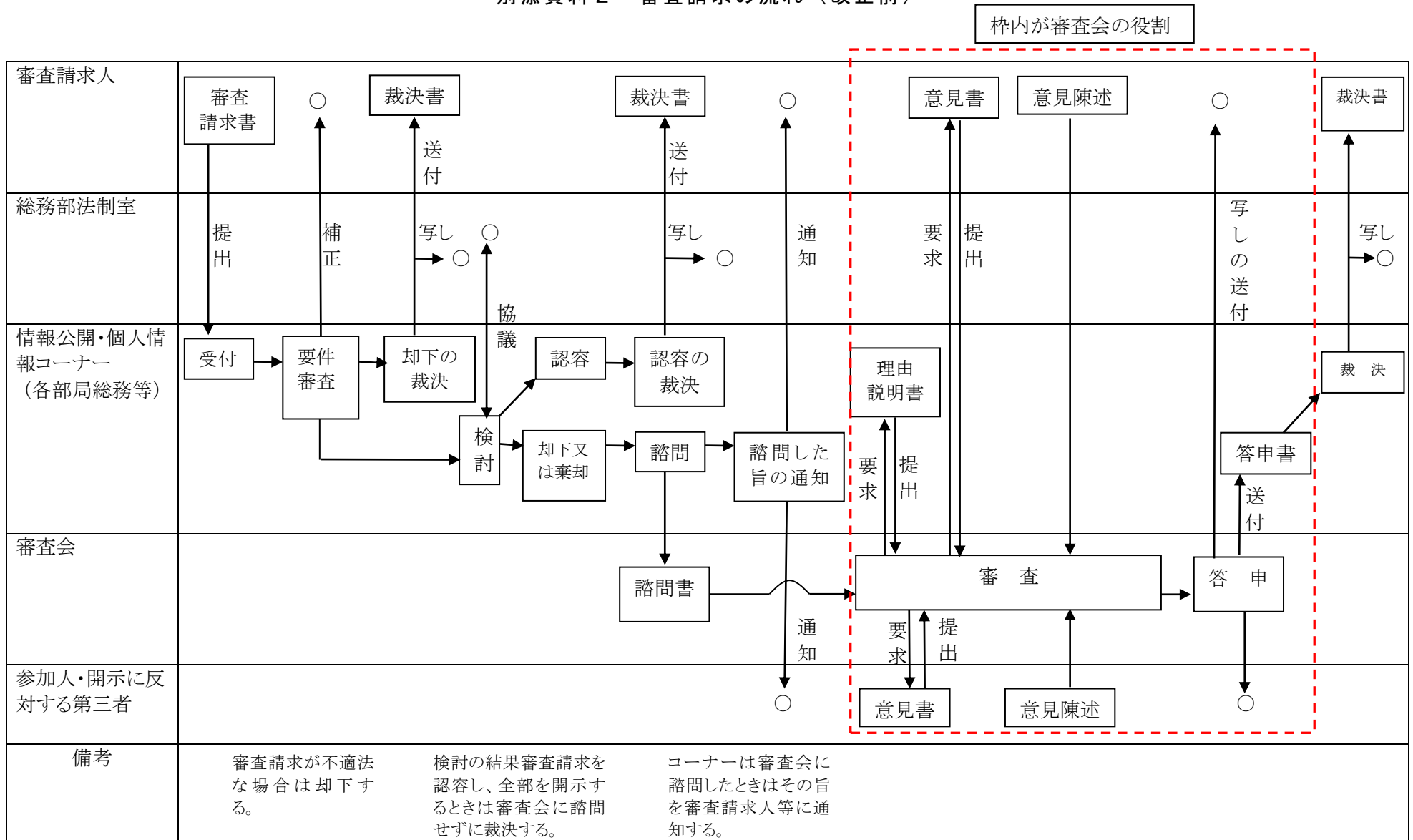
久留米市情報公開・個人情報保護審査会  
会長

年 月 日に請求がありました閲覧等については、久留米市情報公開・個人情報保護審査会運営要領第7条第3項の規定により、次のとおり決定しましたので通知します。

主張書面等の表示	請求者が請求した内容	
	主張書面等の件名	
閲覧等の可否	可 ・ 不可	
閲覧等の不可の理由	(理由)	
閲覧等の実施日時	年 月 日 午前・午後 時 分	
閲覧等の実施場所		

- (注意) 1 閲覧等を受ける際には、この通知書を職員に提示してください。  
2 指定の日時に来られない場合は、あらかじめその旨を電話等により連絡してください。

別添資料2 審査請求の流れ（改正前）



別添資料2 審査請求の流れ（改正後）

